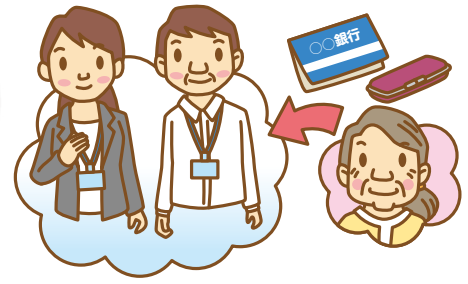


# お金の管理が できなくなったら？



金銭  
管理



## ■ あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)

・判断能力が不十分な方や金銭管理に不安のある方の、金銭管理や通帳・印鑑の預かり等を行います。契約時に意志の確認ができる方が利用できます。

中央区社会福祉協議会 ☎6763-8139

## ■ 成年後見制度

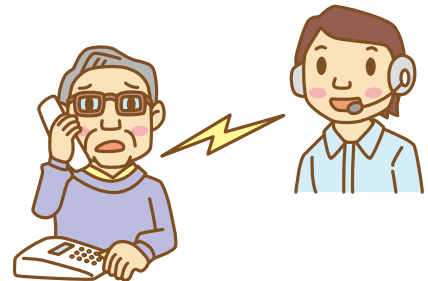
・判断能力が不十分な方に代わって後見人等が財産の管理や契約を行います。後見人等をつけるためには家庭裁判所への申し立てが必要です。

大阪家庭裁判所 ☎6943-5872

# 歳をとると 不安なことがいっぱい



不安



## ■ ひとり暮らしの不安に

### 〈緊急通報システム〉

緊急通報装置などを貸与し、緊急通報対応や24時間健康相談を行います。

区役所保健福祉課(保健福祉センター) ☎6267-9857

### 〈日常生活用具給付〉

状況や条件に応じて、火災警報器、自動消火器、電磁調理器などを給付します。

区役所保健福祉課(保健福祉センター) ☎6267-9857

## ■ 休日夜間福祉電話相談

・区役所や地域包括支援センターが閉館している休日や夜間に電話での相談ができます。

休日夜間福祉電話相談 ☎4392-8181